

# 五泉市農業委員会

## 令和6年 第8回 定例総会議事録

会議開催 令和6年8月30日(金) 午後2時00分  
場 所 福祉会館3階 大会議室

### 出席委員(19人)

|             |            |
|-------------|------------|
| 1 番 大湊 弘明   | 2 番 渡辺 清滋  |
| 3 番 今井 聡    | 4 番 亀山 公子  |
| 5 番 大槻 彰吉   | 6 番 (欠席)   |
| 7 番 川村 孝雄   | 8 番 林 毅    |
| 9 番 権平 孝男   | 10 番 金子 信行 |
| 11 番 小泉 和吉  | 12 番 長谷川 亘 |
| 13 番 渡邊 利雄  | 14 番 (欠席)  |
| 15 番 阿部 伸由  | 16 番 樋口 勝俊 |
| 17 番 酒井 美奈子 | 18 番 加藤 健一 |
| 19 番 松尾 タカ子 |            |

### 欠席委員

|            |           |
|------------|-----------|
| 6 番 高橋 喜美子 | 14 番 羽賀 隆 |
|------------|-----------|

### 関係説明者

|        |       |     |       |
|--------|-------|-----|-------|
| 局 長    | 松尾 直幸 | 次 長 | 渡辺 純子 |
| 村松事務所長 | 本間 泰巳 | 係 長 | 阿部 隆  |
| 主 査    | 藤田 剛  |     |       |

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

## 地利用集積計画について

### 8. 報告事項

#### 報告第1号 農用地利用集積等促進計画（移転）について

##### 1 開会

司 会        それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和6年第8回定例総会を開催いたします。松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願い致します。

##### 2 会長あいさつ

松尾会長        （あいさつ）

##### 3 総会成立宣言

議 長        それでは、ただいまから、令和6年第8回総会を開会いたします。  
              ただいまの出席委員数は、19人中17人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお6番・高橋喜美子 委員、14番・羽賀隆 委員から欠席の通告がありましたので、報告いたします。

##### 4 会期の日程について

議 長        次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長        ご異議無しということで、左様決定いたします。

##### 5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長        次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。  
              五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長        ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、7番・川村孝雄 委員、8番・林毅 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局・阿部係長にお願いします。

##### 6 農地パトロールの報告

議 長        次に、日程6、農地パトロールの報告であります。

調査班の班長、8 番・林毅 委員から、報告をお願いします。

調査班長（林毅 委員）

はい議長。議席番号 8 番、現地調査班 林です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 8 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 30 分から私ほか、浅井 推進委員、楯 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、東本町 2 丁目、赤羽、菅出、猿和田、一本杉、村松地区では、村松字六軒丁、上木越 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長       ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長       無ければ、報告のとおりとします。

7 議件   ／   議第 1 号

議 長       続きまして、日程 7、議件の審議に入ります。

最初に、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長   はい、議長。

議 長       阿部係長。

阿部係長   はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 3 件で、売買が 3 件となります。個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 1,848 m<sup>2</sup>を議案書記載の金額で売買するものです。

4 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番は売買の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 750 m<sup>2</sup>を議案書記載の金額で売買するものです。

5 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 3 番は売買の案件です。譲渡人が県外居住で管理

ができないため、田 1 筆、面積 495 m<sup>2</sup>を議案書記載の金額で売買するものです。

6 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長       ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（林毅 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は赤羽地内の田、番号 2 番は猿和田地内の田、番号 3 番は猿和田地内の田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長       ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長       無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長       挙手全員でありますので、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件   ／   議第 2 号

議 長       続きまして、「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長   はい、議長。

議 長       阿部係長。

阿部係長   はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画の変更承認申請は、総数 1 件で、期間の変更が 1 件であります。

9 ページをご覧ください。番号 1 番は砂利採取のため令和 5 年に一時転用許可を受けておりましたが、期間を延長するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長       ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（林毅 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は菅出地内の一時転用中の田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長       ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長       無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長       挙手全員でありますので、「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

#### 7 議件   ／   議第 3 号

議 長       続きまして、「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長   はい、議長。

議 長       阿部係長。

阿部係長   はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 3 件で、賃貸借が 2 件、使用貸借が 1 件であります。

19 ページをご覧ください。番号 1 番と番号 2 番はひとつの案件です。上木越地内の登記地目 田 2 筆、合計面積 5,930 m<sup>2</sup>を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

26 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア－（イ）－c」であります。申請地は、上木越地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用

は止むを得ないものと判断いたしました。

19 ページに戻っていただき、番号 3 番と番号 4 番は、ひとつの案件です。一本杉地内の登記地目 田 2 筆、合計面積 2,002 m<sup>2</sup>を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

32 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

19 ページに戻っていただき、番号 5 番は、村松字六軒丁地内の登記地目 畑 1 筆、面積 206 m<sup>2</sup>を個人住宅建築用地とする永久転用案件で、親子間での使用貸借となります。

39 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は、村松字六軒丁地内の都市計画用途地域内にあり、第 3 種農地と判定されます。第 3 種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長           ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（林毅 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番と番号 2 番は上木越地内の田、番号 3 番と番号 4 番は一本杉地内の休耕田、番号 5 番は村松字六軒丁地内の畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長           ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

今井聡 委員     はい。

議 長           今井委員。

今井聡 委員

議席番号 3 番、今井です。先ほど議決した案件とも関連しますが、議題 2 号で議決した砂利採取の変更がある一方で今回の新規の砂利採取があります。流れ的な理由と言いますか、これは拒否する訳ではないのですが、何か理由があるのかなと。

議 長           事務局。

阿部係長 はい、ご説明します。事業計画変更承認申請の期間変更の理由と、新たな砂利採取を行うこととの整合性のことと考えます。

これについては事業者を確認をいたしました。計画変更の砂利採取の遅れについては、今現在そうだということではなくて、そういう時期があったために事業計画がズレてしまったということであります。現在は順調に回復しておるということで、それとは別に新規に一時転用の申請があったものであります。

議 長 よろしいですか。

今井聡 委員

それは分かりましたが、今後もこのような業界は変更があるのでしょうか。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、お答えいたします。本来砂利採取に関しては1年6カ月。これは、県の砂利採取の期間が1年6カ月と定められておりまして、農地転用の許可期間はその砂利採取の許可期間に合わせるとなっております。そのため変更については今井委員のおっしゃるような取り扱いをせざるを得ないと考えております。

今井聡 委員

分かりました。あと参考に聞かせていただきたいのですが、申請書内の被害防除に記載欄について、今まで何らかの形で事案があったのでしょうか。

議 長 事務局。

阿部係長 はい。通常ですと公共施設や周辺の農作物に被害を与えないように注意するといったことが記載されております。今回もそのように記載されておりますが、補償のことまで明記していることは余りないと思います。これは申請者の意気込みという部分で記載されたんだと思います。

実際に被害を与えたがために何らかの補償をしたことがあるかと言いますと、申し訳ありません、私が配属されている期間についてはそういった事例があったという話は聞いておりません。以上であります。

議 長 よろしいですか。

今井聡 委員

分かりました。ちなみにもし被害があった場合は、農業委員会に届け出をして相應の補償を行うという形になるのでしょうか。知らない間に事業者と個人が解決するのではなくて、何らかの問題があった場合に農業委員会を通して解決するということなんでしょうか。

阿部係長 申し訳ありません、その部分につきましては手元に資料がなく把握しておりません。  
申し訳ありません。

議 長 それでは後ほど調べておいてください。  
他にありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。  
「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定  
することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」  
は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 4 号 (①あっせん審査委員会案件)

議 長 続きまして、「議第 4 号・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用  
地利用集積計画について」を議題といたします。

はじめに、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。事務局より説明をお  
願います。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

43 ページをご覧ください。今月は 3 件の申し出がありました。番号 1 番から番号 3  
番の内容については、令和 6 年 8 月 9 日開催のあっせん審査委員会において審議し、  
あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から番号 3 番は売買の案件です。

番号 1 番は、合計面積 339 m<sup>2</sup>。番号 1 番は規定面積を満たしておりませんが、隣接  
する農地を譲受人が所有しており、合算すると規定面積を満たすため申請を受理しま  
した。

番号 2 番は、合計面積 3,822 m<sup>2</sup>。

番号 3 番は、面積 722 m<sup>2</sup>。番号 3 番は規定面積を満たしておりませんが、番号 3 番  
は別所地区の圃場整備の事業区域内の農地であります。従いまして、議案書に記載し  
ている地番はあくまで換地前の地番となっております。現地については、換地の工事

がすでに完了し、換地後の場所で耕作も始めており、現在は土地改良区が登記の準備をしているところであります。今回の場合、換地後の農地(694 m<sup>2</sup>)の位置が、譲受人の所有する農地(5,583 m<sup>2</sup>)の隣となっておりまして、合算すると規定面積を満たすため、申請を受理しました。

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長       これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

亀山公子 委員     はい。

議 長       亀山委員。

亀山公子 委員

4番、亀山です。内容自体については賛成するんですけども、数値的な部分で1点。番号2番の譲受人の経営面積ですが、3ページの農地法3条の申請に出てきた人と同じ人だと思うんですが、面積が違っているのはなぜでしょうか。

議 長       事務局。

藤田主査     はい、お答えします。ご指摘いただいた譲受人の経営面積です。まず3ページの面積ですが、43ページの面積と2,062 m<sup>2</sup>多くなっていますが、これは農地を売買するために賃貸借していたものを解約したために一時的に面積が変わっているものであります。

議 長       よろしいですか。

亀山公子 委員

分かりました。

議 長       他にありませんか。

権平孝男 委員     はい。

議 長       権平委員。

権平孝男 委員

9番、権平です。今の件、譲渡人の面積も違ってますが。

議 長 事務局、説明をお願いします。

藤田主査 大変申し訳ありません。ご指摘の面積であります。こちらにつきましては確認させていただきまして、改めてご説明させていただきたいと思います。少しお時間をいただきたいと思います。

議 長 それはこの件については一時ストップさせていただきますが、事務局よろしいですか。

藤田主査 経営面積については後でお答えいたしますが、議案そのものについてはご審議いただきたいと考えております。

議 長 分かりました。議案そのものについてはこのまま審議します。面積についてはあとで報告をお願いいたします。

それでは採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号(②通常案件)

議 長 続きまして、「通常案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は13件、その内、賃貸借の新規は4件、再設定は9件の申し出がありました。

44ページからをご覧ください。番号1番から番号4番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、46ページをご覧ください。合計面積11,806㎡。番号2番は、合計面積4,042.58㎡。

番号3番は、面積42㎡。番号3番は規定面積を満たしておりませんが、55ページの再設定案件の番号12番と一括して借りるもので、合算すると規定面積を満たすため

申請を受理しました。

48 ページに戻っていただき、番号 4 番は、50 ページをご覧ください。合計 15,144 m<sup>2</sup>。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、番号 5 番から 56 ページの番号 13 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長           これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長           無ければ、採決を行います。  
「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長           挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件   ／   議第 4 号（③中間管理事業案件）

議 長           続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査       はい、議長。

議 長           藤田主査。

藤田主査       はい。議長説明いたします。  
議案書の 57 ページからをご覧ください。今月は 1 件の申し出がございました。  
番号 1 番は、合計面積 9,823 m<sup>2</sup>。これらを議案書記載の金額で機構に貸し付けるものです。  
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

なお、58 ページの番号 2 番は、今ほどご説明いたしました番号 1 番を機構から譲受人に転貸するもので、併せてご報告するものです。以上となります。

議 長           これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

## 8 報告事項

議 長 続きまして、日程 8、報告事項であります。

「報告第 1 号・農用地利用集積等促進計画（移転）について」事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

65 ページをご覧ください。今回は、耕作者の変更が 4 件となります。

議案書のなかで、譲渡人の欄に記載されているのは、農地の所有者ではなく現在の耕作者です。そして、譲受人の欄に記載されているのが新しい耕作者であります。番号 1 番から番号 4 番まで、それぞれを新し耕作者に変更するものです。

なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も今の契約の額を引き継ぐことになります。以上、ご報告いたします。

議 長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

今井聡 委員 はい。

議 長 今井委員。

今井聡 委員

3 番、今井です。質問と言いますか、もう一度内容について伺いたいんですけど、議案書の 1 番は、譲渡人が借りていたものを譲受人に使用貸借で権利を譲るということとで良いんでしょうか。また貸しのような形になるんでしょうか。

議 長 事務局。

藤田主査 はい、お答えします。農地の所有者が別におりまして、譲渡人が借りていたものが今度は新しく譲受人に変更されるものであります。

使用貸借は、所有者から譲受人が借りるときの条件で、それをそのまま引き継ぐこととなります。

議 長 よろしいですか。

今井聡 委員

もうひとつ。議案番号4番は賃料が設定されていますが、この受け方というのは当事者間で話し合いで決まっているものなのでしょうか。

議 長 事務局。

藤田主査 はい、ご説明いたします。議案書に記載の使用貸借、賃貸借は当初の契約内容で、これをそのまま引き継ぐこととなります。これを例えば賃貸借から使用貸借に変更したいという場合は、これ以降に変更することが可能であります。

今井聡 委員

分かりました。

議 長 他にありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。これをもちまして、令和6年第8回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時45分 閉会)